

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成25年12月13日

金 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県病院事業の財務に関する規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県病院事業の財務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年12月13日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第47号

富山県病院事業の財務に関する規則の一部を改正する規則

富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第9章 予算（第72条—第75条）
第10章 決算（第76条—第78条）」 を

「第8章の2 引当金（第71条の2）

第9章 予算（第71条の3—第75条）

第10章 決算（第76条—第78条）

に改める。

第10章の2 報告セグメントの区分（第78条の2）」

第57条各号を次のように改める。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 自動車その他の陸上運搬具

オ 放射性同位元素

カ 医療用ベッド

キ 器械及び備品（耐用年数が 1 年以上で取得価額が 10 万円以上のものに限る。）

ク リース資産（病院がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がアからキまで及びコに掲げるものである場合に限る。）

ケ 建設仮勘定（イからキまでに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

コ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 水利権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 特許権

オ 施設利用権

カ リース資産（病院がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからオまで及びキに掲げるものである場合に限る。）

キ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（1 年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して 1 年以内の日をいう。以下同じ。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第58条第3号中「無償で譲り受けた無形固定資産以外の」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第71条中「第8条第3項」を「第15条第3項」に、「行なおう」を「行おう」に改める。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第71条の2 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

第9章中第72条の前に次の1条を加える。

(予定キャッシュ・フロー計算書の作成方法)

第71条の3 予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第76条各号列記以外の部分中「行わなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第3号中「繰延勘定」を「繰延収益」に改め、同条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 資産の評価

(5) 引当金の計上

第78条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第78条第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) キャッシュ・フロー計算書

第10章の次に次の1章を加える。

第10章の2 報告セグメントの区分

第78条の2 報告セグメントの区分は、富山県立中央病院及び富山県総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センターとする。

別表第 1 病院事業勘定科目の収益勘定の表中「洗たく料」を「洗濯料」に、

「		患者外給食 収 益		職員等の給食収入
を		患者外給食 収益 長期前受金 戻入	受贈財産評 価額戻入 寄附金戻入 補助金戻入 その他長期 前受金戻入	職員等の給食収入 補助金、負担金その他これらに 類するものにより取得し、又は 改良した固定資産の減価償却又 は除却を行う際に、当該固定資 産の減価償却費又は残存価額に 相当する額に当該固定資産の減 価償却又は除却を行う日の直前 における当該固定資産に係る長 期前受金の額の割合を乗じて得 た額を償却した場合における当 償却した額に相当する額

に改める。

別表第 1 病院事業勘定科目の費用勘定の表中

「			退職給与金	
を			退職給付費 賞与引当金 繰入額 法定福利費 引当金繰入 額 その他引当 金繰入額	退職給付引当金として計上する ための繰入額及び退職手当の支 払に当たって不足が生じた場合 における当該不足額 賞与引当金として計上するため の繰入額 賞与引当金に係る法定福利費引 当金として計上するための繰入 額

に、「洗たく」を「洗濯」に、

「			諸 会 費	各種学会等の負担金	」
---	--	--	-------	-----------	---

を

「			諸会費	各種学会等の負担金	」
			修繕引当金 繰入額	修繕引当金として計上するた めの繰入額	
			特別修繕引 当金繰入額	特別修繕引当金として計上す るための繰入額	
			貸倒引当金 繰入額	貸倒引当金として計上するた めの繰入額	

に、

「			放射性同位 元素減価償 却費		」
---	--	--	----------------------	--	---

を

「			放射性同位 元素減価償 却費		」
			リース資産 減価償却費		

に、

「		繰延勘定償 却			」
			企業債発行 差金償却		
			開発費償却		
			退職給与金 償却		
			試験研究費 償却		
			控除対象外 消費税額償 却		

を

		長期前払消費税勘定償却	
--	--	-------------	--

に、

		臨時損失	天災、その他特別な理由による巨額の臨時損失
--	--	------	-----------------------

を

		減損損失	固定資産のうち事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものに係る当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
		災害による損失	災害による巨額の臨時損失

に改める。

別表第 1 病院事業勘定科目の資産勘定の固定資産の表中

	放射性同位元素減価償却累計額		
--	----------------	--	--

を

	放射性同位元素減価償却累計額		
	リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	リース資産減価償却累計額		

に、

	電話加入権		
--	-------	--	--

を

「	電話加入権									
	リース資産									
										無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産

に、

「	投 資									
---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「	投資その他の資産									
---	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に、

「	出 資 金									
	基 金									
	その他投資									

を

「	貸倒引当金									長期貸付金の回収不能による損失に備えて計上する引当金
	出資金									
	基金									
	長期前払消費税									資産に係る控除対象外消費税額の全部又は一部
	その他投資									
	減価償却累計額									

に改める。

別表第 1 病院事業勘定科目の資産勘定の流動資産の表中

「	有価証券									
---	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

貸倒引当金				未収金の回収不能による損失に備えて計上する引当金
有価証券				
受取手形				通常の業務活動において発生した手形債権
貸倒引当金				手形債権の回収不能による損失に備えて計上する引当金

に、

	その他貸付金			
--	--------	--	--	--

を

	その他貸付金			
貸倒引当金				短期貸付金の回収不能による損失に備えて計上する引当金

に、

	その他前払金			
--	--------	--	--	--

を

	その他前払金			
未収収益				一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合における既に提供した役務に対してはまだ支払を受けていない対価
貸倒引当金				未収収益の回収不能による損失に備えて計上する引当金

に改める。

別表第 1 病院事業勘定科目の資産勘定の繰延勘定の表を削る。

別表第 1 病院事業勘定科目の資本勘定の資本金の表を次のように改める。

資本金

款	項	目	節	備考
---	---	---	---	----

資本金				
-----	--	--	--	--

別表第 1 病院事業勘定科目の資本勘定の剰余金の表中「寄付金」を「寄附金」に改める。

別表第 1 病院事業勘定科目の負債勘定の固定負債の表を次のように改める。

固定負債

款	項	目	節	備考
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債			1 年以内に償還期限の到来するものを除く。
	その他の企業債			1 年以内に償還期限の到来するものを除く。
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			1 年以内に返済期限の到来するものを除く。
	その他の長期借入金			1 年以内に返済期限の到来するものを除く。
リース債務				ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1 年以内に支払期限の到来するものを除く。）
引当金	退職給付引当金			将来支給すべき退職給付のうち当年度末までに発生した額を計上する引当金（1 年以内に取崩す予定のものを除く。）
	特別修繕引当金			数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1 年以内に取崩す予定のものを除く。）
	その他引当金			

その他固定負債				
---------	--	--	--	--

別表第 1 病院事業勘定科目の負債勘定の流動負債の表中

「一時借入金				
--------	--	--	--	--

を

一時借入金				
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債			1 年以内に償還期限の到来するものに限る。
	その他の企業債			1 年以内に償還期限の到来するものに限る。
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			1 年以内に返済期限の到来するものに限る。
	その他の長期借入金			1 年以内に返済期限の到来するものに限る。
リース債務				ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1 年以内に支払期限の到来するものに限る。）

に、

「	その他前受金			
---	--------	--	--	--

を

「	その他前受金			
前受収益				一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合におけるいまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価

引当金	退職給付引当金	将来支給すべき退職給付のうち当年度末までに発生した額を計上する引当金（1年内に取り崩す予定のものに限る。）
	賞与引当金	翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積計上する引当金
	法定福利費引当金	賞与引当金に係る法定福利費引当金
	修繕引当金	設備等について毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合における当該修繕に備えて計上する引当金
	特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年内に取り崩す予定のものに限る。）
	その他引当金	

に改める。

別表第 1 病院事業勘定科目の負債勘定に次の 1 表を加える。

繰延収益

款	項	目	節	備考
長期前受金				償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合における当該交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため他の会計から繰入れを行った場合における当該繰入金額
	受贈財産評価額			
	寄附金			

長期前受金収 益化累計額	補助金			
	その他長期前受 金			
	受贈財産評価額			
	寄附金			
	補助金			
	その他長期前受 金			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の富山県病院事業の財務に関する規則の規定は、平成26年度の会計事務から適用し、平成25年度の会計事務については、なお従前の例による。

(医 務 課)